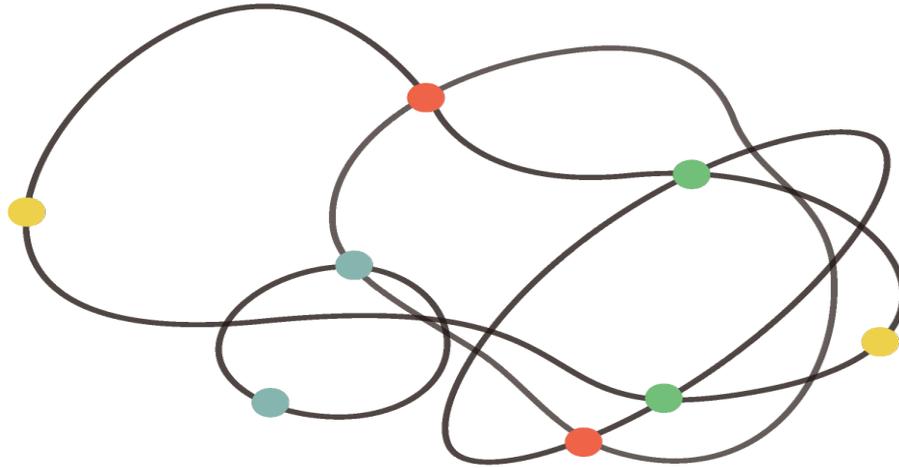


シェアリングエコノミー認証実施概要(案)



SHARING ECONOMY ASSOCIATION JAPAN

一般社団法人シェアリングエコノミー協会 認証委員会事務局

【目次】

1. シェアリングエコノミー認証制度の概要	2
(1) シェアリングエコノミーとは	2
(2) シェアリングエコノミーの普及状況	3
(3) シェアリングエコノミー認証制度の創設	4
(4) 本件認証制度が対象とするサービスの範囲	6
(5) 本件認証制度における要求事項	6
(6) 本件認証制度の制度設計	6
(7) シェア事業者に対するメリット	7
2. 認証対象カテゴリー及び申請資格	9
(1) 2017年度における認証対象カテゴリー	9
(2) 申請資格	9
3. 本件認証制度における申請・審査・認証・認証後のフロー概要等	10

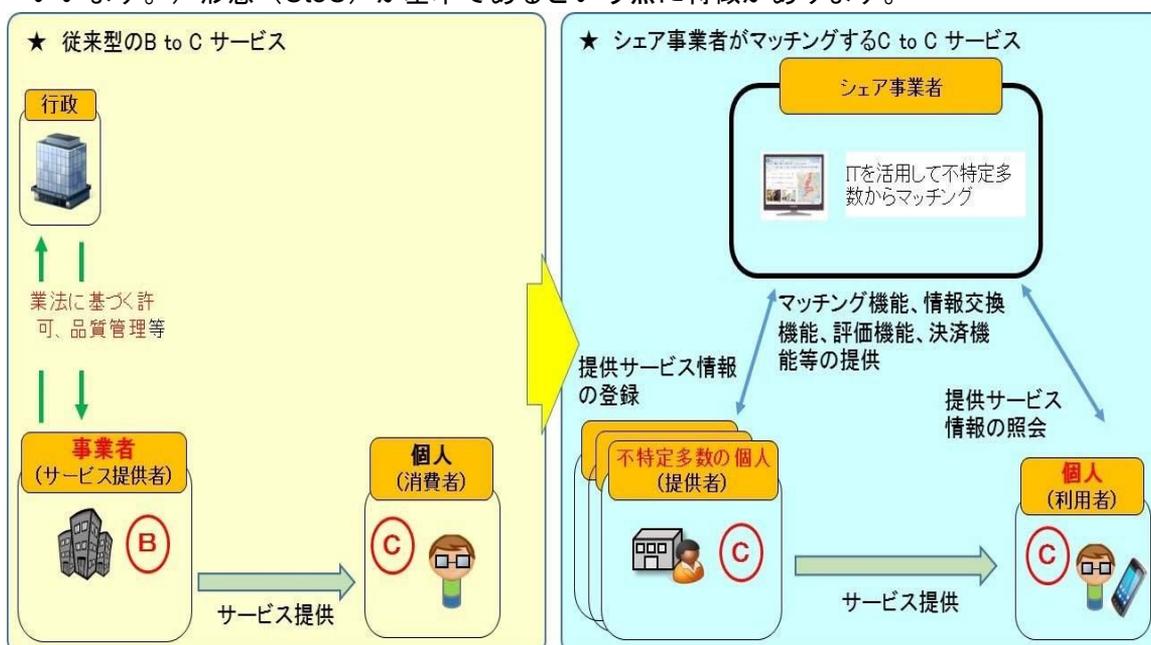
(1) 本件認証制度全体のフロー	10
(2) 認証登録証・認証マーク付与後に、シェアリングエコノミー認証規格に違反することが発覚した場合の措置	11
(3) シェアリングエコノミー認証規格の定期的見直しの方法	11
4. シェアリングエコノミー認証登録証及び認証ロゴマークについて	14
5. シェアリングエコノミー認証審査・認証料金について	15

1. シェアリングエコノミー認証制度の概要

(1) シェアリングエコノミーとは

2016年7月から11月にかけて開催された、内閣官房IT総合戦略室主催のシェアリングエコノミー検討会議において、シェアリングエコノミー推進プログラムを含む「シェアリングエコノミー検討会議中間報告書」¹（以下、「中間報告書」といいます。）が公表されました。

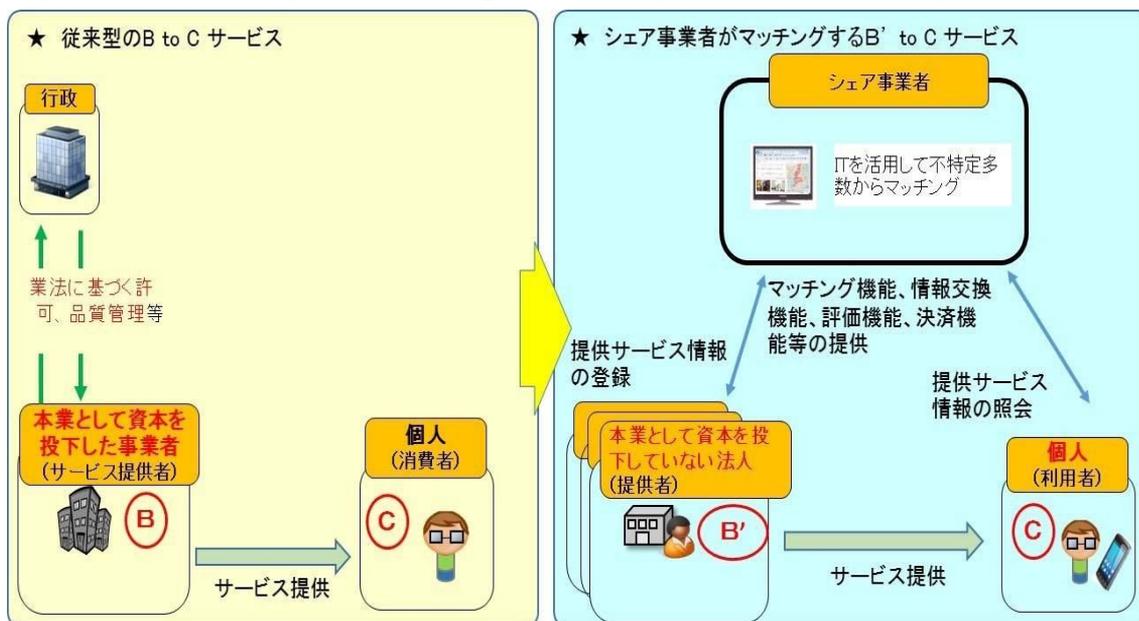
当該中間報告書にも明記されておりますとおり、シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動を行い、インターネット上でマッチング機能を提供する事業者（以下「シェア事業者」といいます。）を介して、不特定多数の個人がサービスを提供し、不特定多数の個人がそのサービスの提供を享受する（以下、前者を「提供者」、後者を「利用者」といいます。）形態（CtoC）が基本であるという点に特徴があります。



また、提供者が法人である場合であっても、基本的には、当該サービス提供について本業として資本を投下していない（当該サービス提供についてプロではない）法人が、シェア事業者を介して、利用者にサービスを提供する形態となっていること（以下、こ

¹ http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/shiearingu/chuukanhoukokusho.pdf

の場合の当該法人も、便宜上「提供者」といいます。)も特徴の一つです。



(2) シェアリングエコノミーの普及状況

我が国と米国、英国、ドイツ等の各1,000人のモニターを対象に、シェアリングエコノミーの認知度や利用意向等についてアンケート調査（平成28年版情報通信白書）を実施した結果、我が国においては、諸外国と比較して、シェアリングエコノミーの認知度や利用意向、利用率が総じて低いことが明らかになりました。特に、シェアリングエコノミーのデメリット・利用したくない理由として、下図（平成28年度情報通信白書より引用）のとおりに「事故やトラブル時の対応に不安があるから」という点が諸外国に比べて多いことから、サービスを実装していく上での安全性・信頼性の確保や認知度の向上が喫緊の課題となっていました。

(単位：%)

			企業が責任をもって提供するサービスの方が信頼できるから	利用者の口コミによるサービス評価には限界があると思うから	事故やトラブル時の対応に不安があるから	サービスの内容や使い方がわかりにくそうだから	個人情報の事前登録などの手続きがわずらわしいから	この中にはない	n
民泊サービス	日本2015年	利用意向なし	23.2	9.2	61.1	20.2	30.7	—	1473
	日本2016年	利用意向なし	31.5	6.1	53.6	11.6	19.0	22.7	680
		利用意向あり	25.7	15.4	44.1	11.1	18.3	16.2	320
	米国2016年	利用意向なし	33.8	9.6	32.5	7.0	5.4	45.1	461
		利用意向あり	54.0	21.5	28.7	10.2	7.5	10.6	539
	英国2016年	利用意向なし	31.2	12.3	33.6	5.7	8.2	40.3	567
		利用意向あり	38.7	31.1	28.6	8.4	5.1	10.7	433
	ドイツ2016年	利用意向なし	21.0	5.8	31.7	4.7	9.0	40.7	567
		利用意向あり	21.3	19.2	30.0	7.2	7.0	26.2	433
	韓国2016年	利用意向なし	27.9	22.8	55.9	15.2	21.6	12.4	225
利用意向あり		36.7	30.7	36.2	16.5	12.8	7.0	775	
中国2016年	利用意向なし	12.2	24.2	45.0	12.7	20.7	22.9	164	
	利用意向あり	41.8	20.1	26.2	14.0	14.7	10.8	836	
オーストラリア2016年	利用意向なし	38.8	12.6	35.1	7.5	10.9	33.1	529	
	利用意向あり	38.3	27.0	33.7	10.7	8.2	12.3	471	
インド2016年	利用意向なし	27.4	12.7	22.6	14.3	15.6	36.7	167	
	利用意向あり	55.4	28.3	18.4	10.7	7.1	4.3	833	
一般のドライバーの自家用車に乗って目的地まで移動できるサービス	日本2015年	利用意向なし	21.1	9.1	64.0	17.6	27.9	—	1543
	日本2016年	利用意向なし	25.4	5.3	54.8	10.3	14.6	24.6	683
		利用意向あり	16.2	17.5	45.7	11.5	14.7	15.9	317
	米国2016年	利用意向なし	30.5	10.7	37.4	8.3	7.1	40.5	477
		利用意向あり	38.2	28.4	30.7	9.4	6.7	10.7	523
	英国2016年	利用意向なし	29.9	13.2	32.6	7.1	8.0	39.1	584
		利用意向あり	25.2	33.3	29.9	10.8	5.1	12.4	416
	ドイツ2016年	利用意向なし	17.6	5.2	35.1	5.7	6.1	41.1	623
		利用意向あり	18.5	17.5	33.4	6.7	6.8	26.9	377
	韓国2016年	利用意向なし	22.2	19.7	60.3	14.0	13.2	14.2	286
利用意向あり		24.5	29.0	46.1	18.0	11.9	5.8	714	
中国2016年	利用意向なし	6.5	17.9	45.5	7.5	16.3	28.8	142	
	利用意向あり	25.3	33.3	35.8	12.0	12.4	10.1	858	
オーストラリア2016年	利用意向なし	35.7	10.5	37.5	8.3	8.6	32.6	519	
	利用意向あり	30.0	24.6	37.1	10.9	6.3	15.1	481	
インド2016年	利用意向なし	20.2	15.5	24.4	7.8	8.3	39.3	153	
	利用意向あり	35.1	39.1	25.6	12.3	5.0	4.9	847	

(3) シェアリングエコノミー認証制度の創設

他方、2016年6月2日には、欧州連合（EU）の欧州委員会が、シェアリングエコノミーの普及に向けて加盟国に対して報告書（「シェアリングエコノミーに関する欧州のアジェンダ」）²を公表しました。この報告書においては、シェアリングプラットフォーム及び提供者について、「市場アクセス要件」（事業認可や最低品質基準要件等）が課

² 正式名称「COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT Accompanying the document COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS- A European agenda for the collaborative economy European agenda for the collaborative economy - supporting analysis」。

当協会が公表した日本語仮訳：

<https://sharing-economy.jp/wp-content/uploads/2016/06/cbd45d290e6c3a9d445294c20e0da8eb.pdf>

されるかどうか、課される場合はどの程度かという点を「重要な問題」として捉え、「ある活動の全面禁止及び量的規制は、通常は最終手段であるべきである。これらの規制は、正当な公共の利益にかかる目的を達成するために、より制限的でない方法を用いることができない場合にのみ適用されるべき」としつつ、シェア事業者について「シェアリングプラットフォームの活動の性質により異なる」ものの、「通常有償で、遠隔地から電子的手段を用い、かつ、利用者個人の要請を受けて提供されるサービス提供である限り」は当該事業に対して「事前認可とすること、又は当該サービスを具体的かつ排他的に対象としているこれと同等の要件を課すことはできない」としており、同様の趣旨は、前述の中間報告書でも確認されています。

そこで、当協会では、中間報告書において示されたシェアリングエコノミー・モデルガイドライン（以下、「モデルガイドライン」といいます。）に沿って、業界標準となる自主ルールの策定及び当該自主ルールに適合していることを証明する仕組み（シェアリングエコノミー認証制度。以下、「本件認証制度」といいます。）を導入することと致しました。本件認証制度は、シェアリングエコノミーに関係するサービスを提供するシェア事業者が、利用者の安全性及び信頼性を確保するためのサービスの設計及びこれらを維持するための措置を講ずる体制を整備しているシェア事業者を認定し、その旨を示す認証マークを付与し、事業活動に関して認証マークの使用を認める制度です。

モデルガイドラインは、IT を活用したシェアリングエコノミーの特性を踏まえ、シェアリングエコノミーにおけるシェア事業者が自ら遵守すべき事項及びその具体的な基準を明らかにすることにより、シェアリングエコノミーにおける安全性及び信頼性の確保に取り組むシェア事業者の判断基準とすると共に、シェアリングエコノミーに関わる提供者、利用者、シェア事業者等の間で責任をシェアする体制を整備し、もってシェアリングエコノミーの普及を促進することを目的とするものですので、本認証制度の目的は、これを受けて、シェアリングエコノミーにおける安全性及び信頼性の確保に真摯に取り組んでいるシェア事業者を明らかにすると共に、シェア事業者同士のベストプラクティスを規範化してそれぞれのサービスの質を向上させ、我が国におけるシェアリングエコノミー未経験者に1回でも利用してもらうことで、既存のサービスとは異なる新たな価値を利用者に対してインターネットを通じて広く提供し、シェアリングエコノミーのダイナミズム、楽しさ、気軽さ、有用性等を一人でも多くの人に感じてもらうことで新たな価値を浸透させることとしています。

(4) 本件認証制度が対象とするサービスの範囲

シェアリングエコノミー（スキルや時間等の無形のものを含む、個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とすることにより、社会経済を活性化する活動）において、マッチングプラットフォームを提供するシェア事業者及び当該シェア事業者が提供するサービスの全てを広く対象とします。

(5) 本件認証制度における要求事項

本件認証制度は、シェアリングエコノミーに関するサービス設計において、

- 1 安全であること、
- 2 信頼・信用が見える化すること、
- 3 責任分担の明確化による価値共創、
- 4 持続可能性の向上、

というモデルガイドラインに明記されている「基本原則」に則り、シェア事業者が提供するプラットフォーム及びサービスの品質が、これら4つの基本原則を満たしているかどうかについて判断するものです。

これらの基本原則は、シェアリングエコノミー全ての業態に適合可能な原則として策

定されており、一定程度の安全・安心の「仕組み」が構築されていることを評価するものですので、シェア事業者とは別主体の、個別の各提供者によるサービス自体の安全性・適法性を担保するものではありません。

なお、要求事項の詳細は、別紙「シェアリングエコノミー認証制度基準」（以下、「認証基準」といいます。）をご参照ください。

(6) 本件認証制度の制度設計

本認証制度は、適用基準（モデルガイドライン及び認証基準。以下、併せて「シェアリングエコノミー認証規格」といいます。）の国際標準化も視野に入れつつ、シェアリングエコノミーに関する国際的な動きを注視しながら設計しており、本年（2017年）夏頃に策定される予定のシェアリングエコノミーに関するIWA（International Workshop Agreement）と歩調を合わせていくことを想定しています。

なお、シェアリングエコノミー認証規格に関するサービスの評価については、評価手法の段階的な適用を検討していますが、現段階では、シェアリングエコノミー認証規格で求められるサービスの安全性や特性を満たすことを確認するシェア事業者が提出するスクリーンショット画像や報告書を基礎として、シェア事業者に対するヒアリングを実施することをもって行うこととし、独自の認証試験などは実施しないこととしています。

(7) シェア事業者に対するメリット

本件認証制度を活用することによって、シェア事業者にとって次のようなメリットが生まれることを想定しております。

- 1 一定程度の安全・安心の仕組みが担保されたサービスとして差別化が図られる

シェア事業者が提供するサービスの品質について、一定程度の安全・安心の「仕組み」が構築されていることに関して、一定の「お墨付き」を協会から付与します（したがって、繰り返しになりますが、シェア事業者とは別主体の、個別のそれぞれの提供者によるサービス自体の安全性・適法性を担保するものではありません）。

- 2 保険料の割引を受けられる（予定）

大手保険会社各社の企画担当者の方々からは、設計次第によっては、本件認証制度で認証を受けたシェア事業者のうち、当協会の会員企業には、保険料の団体割引が適用できる可能性が十分ある、とのお話を頂戴しています。こういった経緯もあり、保険会社の企画担当者の方に認証委員会のオブザーバーとして参加していただくことに致しました。

- 3 各自治体に対して協会からアライアンス候補サービスとして優先的に推薦する

「公助」から「共助」へという時代の流れに敏感に反応し、課題を解決しようとしている自治体は数多くあります。現在、当協会としては、本件認証制度と並行してシェアリングシティ構想を関係各省庁と連携して進めているところですが、当該構想の中で、協会から各自治体に対してアライアンス候補として推薦するなどの働きかけを行う予定です。

4 日本のシェアリングビジネスの海外展開に寄与する

前述のとおり、本件認証制度は、国際標準化も視野に入れつつ、シェアリングエコノミーに関する国際的な動きを注視しながら設計しております。今後、シェアリングエコノミーに関するIWAは、ISOとして国際標準化される予定ですので、日本発のシェアリングビジネスが世界に羽ばたくためにも、非常に有益であると考えられます。

2. 認証対象カテゴリー及び申請資格等

(1) 2017年度における認証対象カテゴリー

シェアリングエコノミーのマッチングプラットフォームを提供するシェア事業者及び当該シェア事業者が提供するサービスの全てを広く認証対象カテゴリーとします。シェアリングエコノミーの定義は、スキルや時間等の無形のものを含む、個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活動という形で、非常に広範なものとして捉えておりますので、当面の間は、認証対象カテゴリーという枠で制限を設ける予定はありません。

(2) 申請資格及びマーク付与単位

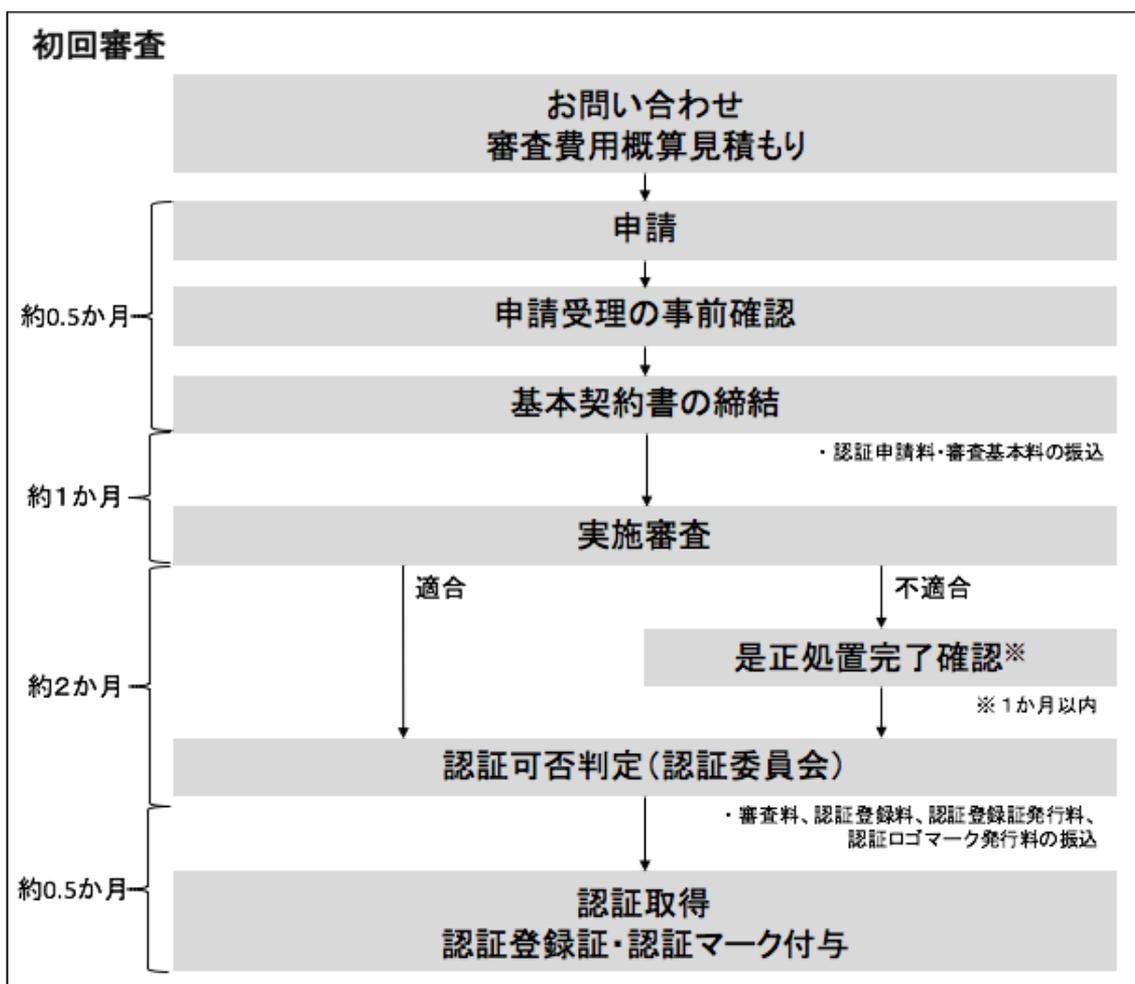
本社所在地が国内に存在する企業、及び、シェアリングエコノミーに関わる活動を行い、主幹している部門・部署が国内に存在する企業に申請資格があります。

なお、認証マーク付与は、法人単位となります。

3. 本件認証制度における申請・審査・認証・認証後のフロー概要等

(1) 本件認証制度全体のフロー

本件認証制度は、あるシェア事業者の申請に基づき、各シェア事業者のベストプラクティスを結集し、シェアリングエコノミーに関わる提供者、利用者、シェア事業者等の中で責任をシェアするために定めた認証基準を満たしているか否かを審査し、これを通過したものが認証を受け、「認証マーク」の使用を認められるというものです。また、認証マークの不正使用を取り締まると共に、認証後の定期的なサーベイランス及び更新審査を行うことによって、「認証マーク」の価値及びブランドを守ります。具体的な流れは以下のとおりです。



審査の全体像



なお、認証マークの有効期間は、3年間です。それ以降は、3年ごとに更新を行うことができます。なお、更新申請は、有効期間の終了する8ヶ月前から4ヶ月前までの間に行わなければなりません。

(2) 認証登録証・認証マーク付与後に、シェアリングエコノミー認証規格に違反することが発覚した場合の措置

ア シェアリングエコノミー認証規格違反への対応

違反している認証基準の具体的内容及び当該基準の重要性等を総合的に判断し、認証委員会の裁量に基づき、注意、認証の一時停止、保留又は取消しその他の対応を行います。

イ 故意の虚偽説明への対応

既に登録審査または更新審査が終了し認証登録された企業が、審査の際に、審査のための文書又は記録類の提供、審査員の質問に対する回答及び自主的な説明において、故意に虚偽の説明を行っていたことが判明した場合は、当該組織については、認証を一時停止又は取消し、当該情報を当協会ホームページにて公表すると共に、その後一定期間、認証を行いません。

ここにいう「故意」の「虚偽の説明」とは、申請企業が、意図的に認証機関に対して認証登録の判定に重大な影響を与え得る、誤った情報を提供すること又は意図的に真実の情報を隠蔽することをいいます。

ウ 重大な法令違反への対応

上記ア及びイには該当しない場合であっても、認証登録証・認証マーク付与後又は認証審査中に申請企業に重大な法令違反が発覚した場合など、社会的に理解が得られない事業活動実績があったとき、及び／又は、本件認証制度に対する一般の信頼を棄損すると認めるに足りる相当な理由があったと認められるときは、別途定める一定の基準に基づき、認証の取消しその他の対応を行います。

(3) 本件認証制度の実施体制及びシェアリングエコノミー認証規格の定期的見直しの方法

本件認証制度の運営は、次の機関によって運営されます。

●認証審査・付与機関

認証審査・付与機関は、当協会が務めます。シェア事業者からの認証申請を審査することをはじめとし、本件認証制度を適正に運用する役割を担うため、下記の委員会等を設置しています。

<認証委員会>

学識者、有識者、事業者団体の代表、消費者代表、法曹関係者等で構成し、本件認証制度に係る下記の事項について審議します。

- ・制度に係る基準、規程等の策定、改訂
- ・審査機関の指定及び指定の一時停止、取消
- ・認証マーク付与の一時停止、取消
- ・制度の運用状況

※ 認証委員会は、今後、（仮称）認証基準作成・保守委員会、（仮称）ガイドライン作成・保守委員会（認証組織と基準（ものさし）をチェックする組織と、ガイドライン（測り方）をチェックする組織の3つに分けてさらにチェック&バランスを図る予定です。

<相談窓口>

提供者及び／又は利用者からの本件認証制度に係る問い合わせや苦情等を受け付けて対応するための窓口です。相談対象としては、認証マークを取得しているサービスに関連するものに限定します（認証対象サービスとは全く関係のない第三者からのクレーム等は除きます）が、相談内容を分析して、再発防止策等を検討して本件認証制度の運営に反映します。

●監査・諮問機関

学識者や法曹関係者等で構成し、本件認証制度に係る下記の事項について監督し、認証委員会の諮問機関として第三者委員会を設置します。

- ・シェアリングエコノミー検討会議が策定したポリシー及びモデルガイドラインに沿っているか
- ・認証基準を遵守しているか
- ・社会益に繋がっているか

前述のとおり、本件認証制度は、国際標準化も視野に入れつつ、シェアリングエコノミーに関する国際的な動きを注視しながら設計しております。今後、シェアリングエコノミーに関するIWAは、ISOとして国際標準化される予定ですので、これらの国際的な動きに対応するため、2018年度を目途に、認証委員会を「認証基準作成・保守委員会」及び「ガイドライン作成・保守委員会」の3つの委員会に分化させ、認証基準自体の見直しだけに止まらず、モデルガイドラインの見直しも行っていく予定です。

4. シェアリングエコノミー認証登録証及び認証ロゴマークについて

デザイン案は、以下の通りです。



5. シェアリングエコノミー認証審査・認証料金について

スタートアップフレンドリーな制度にすべく、出来る限り申請者の負担を軽減する仕組みを構築しつつ、申請料もできる限り低廉な額に抑えます。

原則、新たな書面の作成を不要とし、サービス画面のスクリーンショットデータを提出してもらったり、利用規約のデータを提出してもらった上で、ヒアリング項目のチェックについては、審査員が口頭で確認しながらドキュメント化し、認証委員会への報告書を一緒に作成するという運用にすることを予定しています。

(料金体系案)

(消費税別途) 単位：円

		申請料	審査基本料	審査料	登録料	登録証発行料	ロゴマーク発行料	合計
一般価格	初回	50,000	70,000	70,000	30,000	30,000	30,000 (※1)	280,000
	1年目サーベイランス	-	-	70,000	30,000	-	-	100,000
	2年目サーベイランス	-	-	70,000	30,000	-	-	100,000
	3年目更新	-	-	70,000	30,000	30,000	-	130,000

会員特別価格：初回・サーベイランス・更新審査=10万円 (消費税別途)

		申請料	審査基本料	審査料	登録料	登録証発行料	ロゴマーク発行料	合計
特別(※2)価格	初回	0	0	70,000	30,000	0	0	100,000
	1年目サーベイランス	-	-	70,000	30,000	-	-	100,000
	2年目サーベイランス	-	-	70,000	30,000	-	-	100,000
	3年目更新	-	-	70,000	30,000	0	-	100,000

(※1) スタートアップ・中小企業応援キャンペーン

当協会の会員ではない企業のうち、従業員数50名以下又は資本金1億円以下で、未上場の企業については、当面の間、ロゴマーク発行料3万円を無料とします。

(※2) 会員スタートアップ応援キャンペーン

当協会の会員のうち、従業員数50名以下又は資本金1億円以下で、未上場の企業については、当面の間（申請開始後6か月程度を想定しています）、申請料、審査基本料、登録証発行料及びロゴマーク発行料を無料とします。予告なく申請料等の徴収を開始することがありますので、あらかじめご了承下さい。

以上